

旭市学校給食センター
調理業務委託

募集要項

令和元年10月

旭市

旭市（以下「市」という。）では、学校給食の調理業務を民間事業者へ委託しておりますが、令和元年度で契約期間が終了することから、令和2年4月から5年間、下記のとおり公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間事業者の募集を行います。

この募集要項は、調理業務委託に係る民間事業者の募集に関して、必要な事項を定めたものです。なお、この募集要項と併せて交付・公表する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これらを含めて「募集要項等」と称します。

仕様書：市が事業者へ要求する具体的な業務仕様を示すもの

添付資料：本業務に関する添付資料

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

記

1 業務名

旭市学校給食センター調理業務委託

2 目的

学校給食の質を維持し、安全でおいしい給食を子どもたちに提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保する民間事業者を選定することを目的とします。

3 対象の施設

(1) 旭市第一学校給食センター

施設名	旭市第一学校給食センター
所在地	旭市ニの5116番地2
建築年月	平成12年2月
建物構造	鉄骨2階建て
システム	ドライシステム
調理品目	主菜1献立制（概ね4～5品/日調理）
配食校数	小学校7校/中学校3校
調理食数	約3,200食/日
センター調理稼働日数	192日/年+バイキング1日（中3のみ）

(2) 旭市第二学校給食センター

施設名	旭市第二学校給食センター
所在地	旭市高生96番地
建築年月	平成24年8月
建物構造	鉄骨2階建て
システム	ドライシステム（オール電化）
調理品目	主菜1献立制（概ね4～5品/日調理）
配食校数	小学校8校/中学校2校
調理食数	約2,200食/日
センター調理稼働日数	192日/年+バイキング1日（中3のみ）

4 業務内容

具体的な内容は、「旭市学校給食センター調理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- (1) 調理業務
- (2) 配缶業務
- (3) 洗浄消毒業務
- (4) 残菜及び厨芥の集積業務
- (5) 清掃及び日常点検業務
- (6) ボイラー運転管理業務
- (7) 廃棄物搬出及び処理業務
- (8) その他付帯する業務

※ 本委託業務に含まれない業務

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達業務
- ・ 給食費徴収等業務
- ・ 配送回収業務
- ・ 施設設備等保守点検維持管理業務

5 委託期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

6 受注事業者

公募型プロポーザル（企画提案）方式により実施します。

7 応募資格

(1) 資格要件

応募事業者は、次の要件を満たしていることが条件です。

- ア 旭市平成30・令和元年度入札参加業者参加名簿（委託）に、業種（中分類）「医療・医事・給食」で登録されていること。
- イ 法人格を有し、本業務委託を円滑に遂行できるよう安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ウ 1日5,000食以上でアレルギー対応を実施している学校給食調理施設又は大量調理施設での受注実績を有し、かつ現在も同様の施設で調理等業務契約を締結していること。
- エ 募集要項等に関する説明会に出席した者であること。

(2) 応募事業者の制限

次に該当する者は、応募事業者となることはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 旭市の指名停止措置を受けている者。
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基

づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた場合は、この限りでない。

エ 最近1年間の法人税、消費税及び市町村税を滞納している者。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者。

カ 過去5年以内に食品衛生法の営業停止処分を受けた者。

(3) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、提案書の提出日を基準とします。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とします。

(4) 応募に関する留意事項

ア 応募事業者は、提案書類の提出をもって募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。

ウ 応募に関して、使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとし、通貨単位は円とします。

エ 応募事業者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、市は当該事業選定に限り、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することができるものとします。

オ 提出された書類については、変更できないものとし、またその理由に関わらず返却しません。

カ 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は、内容を提示することを禁止します。

キ 参加表明書提出日から受注事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とします。

(ア) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

(イ) 一の応募事業者が複数の提案を行った場合

(ウ) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合

(エ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(オ) 虚偽の内容が記載されている場合

(カ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(キ) 著しく信義に反する行為があった場合

(5) その他

ア 市が提出する資料及び質問への回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

イ 本募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

8 応募手続

事業実施のスケジュールは、以下のとおりです。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。また、募集要項等に関する説明会に出席の

ない事業者については、応募ができませんので御注意ください。

(1) 公告	令和元年 10 月 1 日
(2) 募集要項等に関する説明会及び現地見学会	令和元年 10 月 10 日
(3) 募集要項等に関する質問の受付	令和元年 10 月 11 日～10 月 17 日
(4) 質問の回答	令和元年 10 月 24 日
(5) 提案書類の受付期限	令和元年 11 月 8 日
(6) 一次審査(書類審査)結果通知	令和元年 11 月 25 日
(7) 二次審査、プレゼンテーション	令和元年 11 月 29 日(予定)
(8) 二次審査結果通知	令和元年 12 月中旬
(9) 業務委託事業者の決定	令和元年 12 月 26 日

(1) 応募書類等の交付、公表

募集要項等の交付、公表を市のホームページで行いますので、要項、仕様書等関係書類をホームページよりダウンロードしてください。

ア 交付期間 令和元年 10 月 1 日(火)から令和元年 11 月 8 日(金)まで

イ 交付・公表資料

(ア) 募集要項

(イ) 仕様書

(ウ) 様式集

(エ) 資料(献立予定表、設備機器一覧表、厨房平面図)

(2) 募集要項等に関する説明会及び現地見学会

この募集要項等に関する説明会を、次のとおり開催します。

ア 日 時 令和元年 10 月 10 日(木)

午後 2 時～午後 4 時(受付開始は午後 1 時 45 分)

イ 場 所 旭市ニの 5 1 1 6 番地 2

旭市第一学校給食センター

ウ 留意事項

(ア) 説明会参加希望者は、令和元年 10 月 9 日(水)午後 5 時までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を、旭市第一学校給食センターへ F A X 又は E メールにて連絡してください。

F A X 0479-62-0385

E メールアドレス kyusyoku-dail@city.asahi.lg.jp

(イ) 参加人数は、1 事業者につき 3 名までとします。

(ウ) 説明会では、原則として募集要項等の配布はしないので、各自持参して下さい。

(エ) 説明会不参加の事業者は、応募することはできません。

(オ) 現地見学会に参加する場合は、人数分の細菌検査結果の原本またはコピーを持参してください。また、白衣・帽子・靴は各自用意してください。

(カ) 説明会及び現地見学会において、募集要項等に関する質問は受付ません。

(3) 募集要項等に関する質問の受付

本募集要項等の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受

け付けます。

ア 質問書（様式1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、FAX又はEメールにより提出してください。

FAX 0479-62-0385

Eメールアドレス kyusyoku-dail@city.asahi.lg.jp

イ 受付期間は、令和元年10月11日（金）午前8時30分から令和元年10月17日（木）午後5時まで

(4) 質問の回答

質問の回答書は、令和元年10月24日（木）に市ホームページにて公開します。なお、電話及び口頭等の個別対応はしません。また、無用な混乱を招くことが危惧される時は、質問に回答しないことがあります。

(5) 参加表明書及び提案書類の提出

応募事業者は、次により提出してください。

ア 提出期限 令和元年11月8日（金）土・日・祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出先 旭市ニの5116番地2/旭市第一学校給食センター

ウ 提出書類

(ア) 参加表明書（様式2号） 1部

(イ) 提案書類（様式3号～13号） 正1部・副10部

a 原則としてA4判・縦型・横書き・左綴じで作成してください。

b 各様式枚数制限の範囲内にて、評価項目について記載してください。

c 見積額は下記の金額の範囲内（5年間分総額）です。

業 務 名	金 額
旭市学校給食センター調理業務委託	720,000千円（消費税抜）

d 見積額が「前項c」を超える場合は、失格とします。また、異常に少額であるなど本委託事業の適正な履行に支障があると判断した場合は失格とする場合があります。

e 見積書に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を含めずに記載してください。

f 見積書（様式13号）を先頭に、人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等、詳細な積算内訳書（様式任意）を添付してください。

g 見積内容は提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成してください。

エ 提出方法 持参又は郵送、宅配とします。（ただし、11月8日必着とします）

(6) 第一次審査に関する結果の通知

審査の結果については、採用・不採用に関わらず、文書にて通知します。

(7) 参加辞退届

説明会及び現地見学会に参加し、その後やむを得ず辞退をする場合は、提案書提出期限までに参加辞退届（様式14号）を提出してください。

9 資格審査及び提案の選考

旭市学校給食センター調理業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、

下記の審査方法や「委託業者選定審査基準」に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行います。

(1) 審査方法

ア 参加資格審査

選定委員会は、応募資格の確認審査を参加資格審査申請書等により、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、資格不備の場合は失格とします。

イ 提案選考審査

(ア) 第一次審査

a 提案内容の基礎審査

選定委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の項目を満たしていることを確認します。これらの項目を一項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とします。

- (a) 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬(そご)や矛盾がないこと。
- (b) 提案書全体について、様式集に沿った構成となっていること。
- (c) 当該提案に関連する各様式(別添「様式集」参照)に示す項目に対する提案の内容が仕様書を満たしていること。

b 評価審査

選定委員会は、提案書等に記載された内容、見積書及び会社概要等について、「委託業者選定審査基準」により採点を行って総合評価点で順位付けを行い、第一次審査として、得点の高い上位3事業者を選定します。ただし、応募事業者が3事業者に満たない場合又は同じ得点の事業者が3者を超過している場合は、この限りではありません。

なお、これらの評価項目において、採点の低い項目が複数ある場合又は見積額が「8-(5)-ウ-(イ)-c項」記載の金額を超える場合や異常に少額であるなど本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合があります。

(イ) 第二次審査

a 選定委員会は、第一次審査において選定された応募事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

日 時 令和元年11月29日(金)予定

場 所 別途通知します。

時 間 プレゼンテーション15分とヒアリング15分の計30分とします。

出席者 3名までとします。

準備物 パソコン等使用する場合は、各自準備すること。

(プロジェクター及びスクリーンは市で準備します。)

準備・撤収は、審査前後の10分間の休憩時間に行うこと。

b 第二次審査を行う順番は、第一次審査における書類の受付順とします。

c 選定委員は、応募事業者ごとに上記第一次審査と同じ評価項目により評価点を付します。

(2) 委託業者選定審査基準

標準的な審査基準は次の項目によるものとします。

①企業評価

評価項目	評価の観点	評価方法
a) 企業理念	<ul style="list-style-type: none">・学校給食に対する基本的な考え方・学校給食の意義や特色に対する理解度・学校給食調理業務に取り組む意欲	様式4号の審査
b) 業務実績	<ul style="list-style-type: none">・学校給食調理業務受注実績 (学校給食センター方式等)	様式5号の審査
c) 危機管理体制	<ul style="list-style-type: none">・調理事故、異物混入等発生時の対処体制・生産物賠償責任保険（PL保険）等の損害賠償制度の加入グレード・災害時対応	様式6号の審査

②技術力評価

評価項目	評価の観点	評価方法
a) 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・学校給食の専門性、安定的な提供に関する実施方針・サービス水準	様式7号の審査
b) 人員配置体制	<ul style="list-style-type: none">・配置人数、組織体制・業務責任者等の配置・配置者の資格、経験内容・地元採用計画・従事者の休暇等における代替者確保体制・作業工程表、作業動線図	様式8号の審査
c) 衛生管理体制	<ul style="list-style-type: none">・事業者としての衛生管理対策や考え方・指導、検査体制・従事者の健康管理対策	様式9号の審査
d) 研修計画、移行準備等	<ul style="list-style-type: none">・従事者に対する巡回指導及び研修計画・受注から給食開始までの従事者研修計画	様式10号の審査
e) アレルギー食対応	<ul style="list-style-type: none">・アレルギー食対応調理実績・業務実施体制	様式11号の審査
f) 食育の充実、学校との交流企画	<ul style="list-style-type: none">・食育の充実関連活動・学校等との交流企画	様式12号の審査

③コスト評価

評価項目	評価の観点	評価方法
受注コスト	・配置人数 ・経費負担内訳	様式13号 の審査

(3) 選定委員、関係市職員との接触の禁止

応募を予定する事業者及び提案者は、選定委員、関係市職員と本件提案についての接触（公募説明会、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格とする場合があります。

(4) 審査結果の通知

第一次審査及び第二次審査における選定結果は、応募者全員に通知します。

(5) 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、第一次審査（提案書類）と第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）での合計評価点が最も高い応募事業者を、優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結します。

(6) 再募集

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合があります。

10 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりです。

旭市第一学校給食センター

電話 0479-62-0366

FAX 0479-62-0385

Eメールアドレス kyusyoku-dail@city.asahi.lg.jp